

議案第45号

勝山市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

勝山市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年11月29日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

空家等の所有者等を確認できない場合等に、市の判断で対処する緊急安全措置をとるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市空家等の適切な管理に関する条例（平成30年勝山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月29日

勝山市長 山岸 正裕

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

	改正前	改正後
(緊急安全措置) 第10条 (略)		(緊急安全措置) 第10条 (略)
	2 市長は、緊急安全措置をとるときは、原則として所有者等の同意を得て実施するものとする。_____	2 市長は、緊急安全措置をとるときは、原則として所有者等の同意を得て実施するものとする。 <b>ただし、所有者等を確認できない場合等はこの限りでない。</b>
3 (略)		3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。